

令和2年度 第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務

仕様書（案）

（第1優先交渉権者の決定後、仕様書の調整を行います。）

1. 業務名

令和2年度 第五次宇部市総合計画策定基礎調査等支援業務

2. 業務の目的

本市の市政運営の指針となる「第四次宇部市総合計画（以下「現行計画」という。）」が令和3年度に最終年次を迎えることから、現行計画の成果検証を行った上で、「第五次宇部市総合計画（以下「次期計画」という。）」を策定する必要があります。

また、本市では、少子高齢化に伴う人口減少に直面する中、将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、「第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年度）（以下「総合戦略」という。）」を策定し、地方創生に向け取組を進めているところです。

本業務は、次期計画の策定に当たり、市を取り巻く社会環境の変化に的確に対応しつつ、広範な市民の意見を踏まえながら、市民生活の一層の向上を図っていく必要があることから、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者による、専門的な支援を得ることを目的とします。

3. 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4. 業務内容

次期計画の策定に係る作業のうち、「基礎調査」、「市民ニーズの把握」、「現行計画の総括」、「次期計画の体系シミュレーション」について、令和2年度に行うこととしています。

これらの作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとし、市と受託者の業務分担は次のとおりとします。なお、業務分担は案であることを踏まえ、委託者の業務軽減につながる提案を期待します。

また、ここに示す業務内容は、次期計画の策定に最低限必要な事項を示したものであるため、受託事業者は、当該業務を充実させるとともに、全体作業量の軽減につながるよう、効果的な実施に向けた提案を積極的に行うものとします。

(1) 基礎調査

次期計画は、宇部市人口ビジョン（平成27年度）や総合戦略と整合を図りながら、これからの本市の目指すべき姿に向けた施策を展開する必要があることを踏まえて、社会経済状況や人口動態に関する事など、必要なデータを収集、分析し、本市の現状や課題を整理します。

【基礎調査に係る業務分担（案）】

※ここでは案を提示しています。本市の作業軽減につながる提案を期待します。

（宇部市）

- ・調査方針の決定
- ・本市が所有するデータの提供

（受託者）

- ・調査方針の検討及び提案
- ・本市提供分以外に必要なデータの収集
- ・データ分析
- ・調査分析結果のとりまとめ
- ・とりまとめ結果の次期計画への反映の検討

(2) 市民ニーズの把握

市民ニーズの把握として市民に対する意識調査（アンケート）の実施に必要な調査項目の検討、集計、分析などを実施し、その調査分析結果を報告書にまとめます。

また、次年度に実施予定の意識調査（アンケート）以外の市民ニーズの効果的な把握方法（ワークショップ等）の具体的な提案をしてください。

なお、意識調査（アンケート）については、同様の調査を次期計画策定後も実施することを想定しているため、本市職員でも容易に実施できるような調査・分析方法などを提案するものとします。

【意識調査（アンケート）に係る業務分担（案）】

※ここでは案を提示しています。本市の作業軽減につながる提案を期待します。

（宇部市）

- ・調査方針の決定
- ・調査票原案の検討及び決定
- ・調査対象者の抽出
- ・宛名シールの作成
- ・調査票に係る印刷（調査票、封筒） 3, 0 0 0 件
- ・調査票の封入等発送準備作業

（受託者）

- ・調査方針の検討及び提案
- ・調査票原案の検討、作成及び修正
- ・調査票及び返信用封筒の作成
- ・調査票配布（発送）及び回収（返送）費用の負担
- ・単純集計及びクロス集計等の実施
- ・調査分析結果報告書作成

・とりまとめ結果の次期計画への反映の検討

(3) 現行計画の総括（評価及び検証）

現行計画及び第1期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況や課題等を明らかにし、本市施策の方向性を分析し、総括として評価及び検証を行います。また、総括結果をわかりやすく報告書にまとめることとします。

【現行計画の総括（評価及び検証）に係る業務分担（案）】

※ここでは案を提示しています。本市の作業軽減につながる提案を期待します。

（宇部市）

- ・評価及び検証方針の決定
- ・評価及び検証手法の決定
- ・庁内ヒアリングの実施

（受託者）

- ・評価及び検証方針の検討及び提案
- ・評価及び検証手法の提案
- ・庁内ヒアリングへの参加及び実施支援
- ・現行計画及び第1期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括
- ・評価及び検証結果のとりまとめ(報告書作成)
- ・とりまとめ結果の次期計画への反映の検討

(4) 次期計画の体系シミュレーション

次期計画の体系について、総合戦略やその他の主要計画の位置付けを考慮しながら、想定される複数のパターンをシミュレーションします。

5. 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとします。

6. 受託者の責務

受託者は、業務の目的を理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても、積極的に提案を行い、市と協議のうえ、誠意を持って対応するものとします。

7. 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、市と必要に応じて協議・打合せを綿密に行うものとします。

8. 資料の貸与

市が所有している資料（電子データを含む。）で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとします。

9. 疑義

本仕様書に定めのない事項については、受託者は、速やかに市と協議し、その指示を受けるものとします。業務内容について疑義が生じた場合も同様とします。

10. 関係官庁及び団体等との協議

本業務を実施するうえで必要と考えられる場合、受託者は、市の了解を得たうえで、関係官庁及び団体等と協議を行うものとします。協議した内容については、速やかに整理、記録し、市に報告するものとします。

11. 秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報や秘密等を他に漏らしてはなりません。

12. 市民等情報の取り扱い

(1) 本業務を行うために市が提出した市民等情報については、次に掲げる事項を行ってはなりません。

- ① 漏えい、紛失及び改ざんすること。
- ② 本業務以外に使用すること。
- ③ 市の許可無しに第三者に提供すること。
- ④ 市の許可無しに複写すること。

(2) 市民等情報に関して提出した資料は、市に返還し、また、電子データは消去しなければなりません。

(3) 市民等情報の管理に関し、事故が発生した場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

13. 成果品の納品納入

受託者は、業務完了時、「14 成果品及び検査」に示す成果品を納品納入するものとします。なお、納品納入時はもとより、納品納入後においても受託者の責めによる瑕疵があった場合、受託者は、速やかに成果品を修正して納品納入するものとします。

1 4. 成果品及び検査

成果品及び提出期限は、次のとおりとし、受託者は、遅滞なく次に掲げる資料を市へ提出するものとします。なお、提出期限は現時点における見込みであり、前後することがあります。

(1) 基礎調査分析結果報告書

⇒提出期限：令和3年3月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出してください。また、紙ベースにより3部提出してください。

(2) 市民意識調査分析結果報告書

⇒提出期限：令和3年3月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出してください。また、紙ベースにより3部提出してください。

(3) 市民意識調査以外の市民ニーズの把握方法の提案書

⇒提出期限：令和3年3月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出してください。また、紙ベースにより3部提出してください。

(4) 現行計画の総括に係る報告書

⇒提出期限：令和3年3月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出してください。また、紙ベースにより3部提出してください。

(5) 次期計画の体系シミュレーション

⇒提出期限：令和3年3月末日

⇒提出方法：修正可能な電子データ及びPDFデータとし、電子記録媒体に保存したうえで提出してください。また、紙ベースにより3部提出してください。

(6) 業務報告書

⇒提出期限：令和3年3月末日

(7) その他各種調査、集計及び分析結果の原稿及びその他関連資料一式

⇒提出期限：令和3年3月末日

⇒提出方法：提出方法は、適宜協議して決定します。

1 5. 成果品の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとします。なお、市の承諾を受けずに他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはなりません。

1 6. 納品場所

本業務の成果品の納入先は、宇部市総合戦略局政策企画グループとします。